

「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」
企画及び運営業務委託に係る仕様書

1 業務名称

「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座」企画及び運営業務

2 目的

本仕様書は、奈良県教育委員会事務局高校教育課（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度奈良県立高等学校教員の教科指導力向上研修講座（以下「研修講座」という。）」における企画及び運営業務を受託する者（以下「受注者」という。）の業務について、必要な事項を定めることを目的とする。

3 履行期間

契約を締結した日から令和8年10月30日（金）まで

4 研修講座概要

(1) 目的

奈良県立高等学校の教員として進学教育に求められる教科指導力向上のため、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法を学ぶことを目的とする。

(2) 対象者

奈良県進学教育重点校4校の各教科担当教員等

(3) 内容

「国語」「地理歴史・公民」「数学」「理科」「外国語」「情報」の各教科について、高等学校教員の研修講座を実施する。

(4) 実施時期

令和8年8月

実施日及び時間等の詳細については発注者と相談の上、決定する。

(5) 会場

奈良県立教育研究所または各奈良県進学教育重点校

5 業務内容

(1) 研修講座の企画

ア 研修講座の目的と発注者の意図を十分に反映した内容を企画すること。

イ 研修講座の内容は、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法を学ぶものとし、特に「学力の3要素」を確実に育成し、大学教育で更なる伸長を図るための実践的指導力育成をテーマとすること。また、参加者に、教科指導力向上に係る各種の情報等を提供すること。

ウ 研修講座は4(3)に示した教科において、各教科から1講座以上、計10講座を開講し、それぞれ2コマ、全20コマを開講するものとする。1コマあたり90分とする。

なお、開講する研修講座の内訳については発注者と相談の上、決定する。

エ 参加者数は各講座10名から20名程度を想定したものとする。

オ 過去の難関国公立大学の入試問題をベースにしたオリジナル教材等を用いて、研修講座の目的を十分に達成できる講師により実施することとする。

(2) 研修講座の運営

ア 参加者の募集、各種調整、事務連絡等は発注者が行う。

イ 研修講座実施日における参加者の受付は、発注者もしくは会場の担当者が指定する場所において行い、参加者の出席管理を行うこと。また受付後、参加者を各講座の実施場所に案内すること。

ウ 研修講座は1名以上の講師により進行し、(1)で企画した内容を実施すること。

エ 研修講座に必要な機器等は受注者で準備すること。ただし、実施場所に設置されている機器等について、発注者もしくは会場の担当者が許可した機器等は使用してもよい。

(3) 業務に係る特記事項

ア 上記(1)および(2)の他、研修講座の企画及び運営に必要な業務についても行うこと。

イ 受注者は、契約後速やかに発注者と業務に関する詳細について打合せを行い、本業務の実施体制及びスケジュールをとりまとめること。

6 提出書類等

(1) 業務実施計画書

受注者は、契約後、本業務の管理を行う業務責任者、実施体制及びスケジュールを確定し、発注者に書面で提出すること。

(2) 業務完了報告書

受注者は、全ての研修講座実施後、3に定める履行期間終了までに実施状況を記載した業務完了報告書を作成し、発注者に提出すること。

(3) その他

上記(1)の他、発注者から要請があった書類や資料等は、速やかに提出または提示すること。

7 業務委託に関する契約に含む諸経費

(1) 契約金額に含む諸経費

ア 研修講座の企画及び運営に関する諸経費

イ 講師の謝金

ウ 研修講座の企画及び運営に関わる受注者側関係者の交通費・宿泊費

エ 使用する教材や配布資料等に関する諸経費

(2) 契約金額に含まない諸経費

ア 研修講座実施の会場使用に関する費用

イ 発注者側関係者の交通費

8 発注課

奈良県教育委員会事務局高校教育課

担当：笹岡 勇也

TEL：0742-27-9853（直通）

9 その他

- (1) 受注者は、教育関係者との取り組み経験があり、高等学校教員を対象とした、高校生の難関国公立大学受験に対応した指導方法についての研修講座を研究・開発・実践・開催の経験を有していること。
- (2) 受注者は、業務にあたりその責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他不可抗力による損害と認められる場合は、この限りでない。
- (3) 受注者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、本業務上で知り得た情報を発注者の許可なく本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩、開示、貸与または譲渡してはならない。これらのことは、本業務終了または解除後も同様とする。

ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

 - ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
 - ・ 取得後、受注者の責によらず公知となったもの
 - ・ 法令等に基づき開示されるもの
 - ・ 発注者から秘密でないと指定されたもの
 - ・ 第三者への開示又は本業務以外の目的で利用することにつき、事前に発注者と協議の上、承認を得たもの
- (4) 契約金額は、本仕様書に示す業務について全ての履行を確認した後、請求に基づき受注者が指定した金融機関の預金口座へ振込により支払うものとし、前払い及び部分払いは行わないこととする。なお、研修講座の開催方法の変更等により契約金額が変更となる場合は、当初契約金額内であれば、業務完了報告書及び収支精算書に基づき支払額を決定する。
- (5) 本業務の実施の際に生じた知的財産権は、原則として発注者である奈良県教育委員会に帰属する。
- (6) 本業務の履行にあたっては、各種法令を遵守すること。また、別紙1「個人情報取扱特記事項」及び別紙2「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」を遵守すること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、決定するものとする。

<別紙 1 >

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面(参考様式1)により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面(参考様式2)により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)へ委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面(参考様式3)により再委託する旨を甲に申請し、書面(参考様式4)によりその承認を得

なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び

廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は「発注者」を、「乙」は「受託者」をいう。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。